

大阪市告示第881号

道路法（昭和27年法律第180号）第71条第3項の規定により、次のとおり公告する。

令和6年6月21日

大阪市長 横山 英幸

次の道路上にある物件（現場において除却勧告書をはっている物件）は、道路法第43条第2号の規定に違反するので、令和6年7月5日までに除却されたい。

その日までに除却されない場合は、市長又はその命じた者若しくは委任した者が除却する。

路 線 名	除 却 実 施 場 所	物 件
八幡筋線	中央区心斎橋筋2丁目2番先	台（広告旗）
八幡筋線	中央区東心斎橋2丁目7番先	ポール（台付属）
八幡筋線	中央区東心斎橋2丁目7番先	ポール（台付属）
三津寺町線	中央区心斎橋筋2丁目2番先	枠（置き看板）
三津寺町線	中央区宗右衛門町6番先	プランター
三津寺町線	中央区宗右衛門町6番先	プランター
三津寺町線	中央区宗右衛門町6番先	プランター
三津寺町線	中央区宗右衛門町6番先	置き看板
三津寺町線	中央区東心斎橋2丁目3番先	置き看板
三津寺町線	中央区東心斎橋2丁目3番先	置き看板

（建設局総務部管理課）